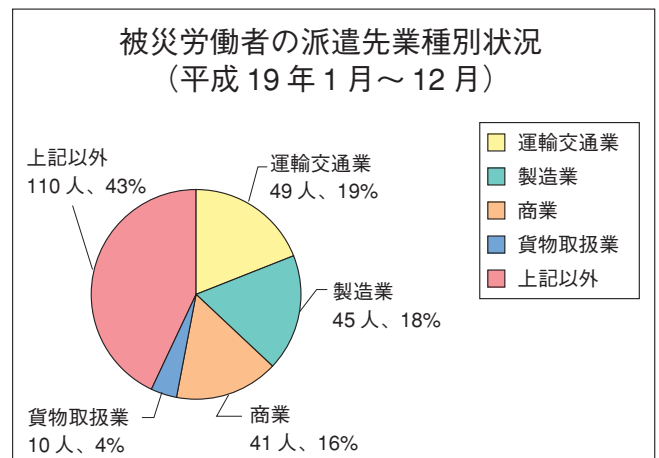
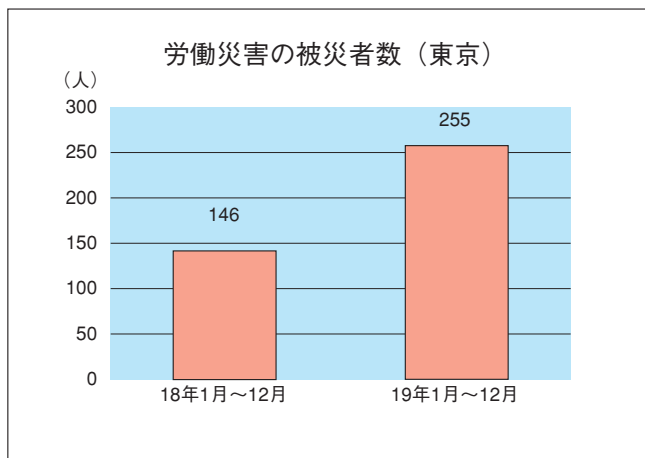


派遣労働者の 安全と健康の確保のために

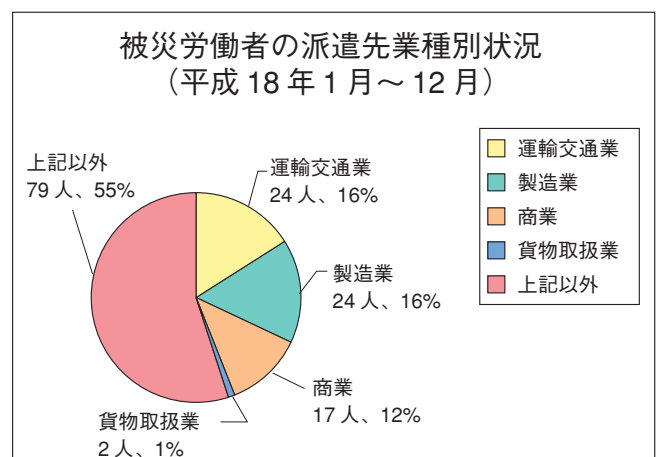
都内派遣先での派遣労働者の労働災害が増加しています。特に、運輸交通業、製造業、商業に従事する派遣労働者の災害が全体の約半数を占めています。

派遣労働者の危険又は健康障害を防止するためには、派遣元・派遣先の事業主が、それぞれの責任に応じた労働安全衛生法上の措置を講じ、自主的な安全衛生管理活動を推進する必要があります。



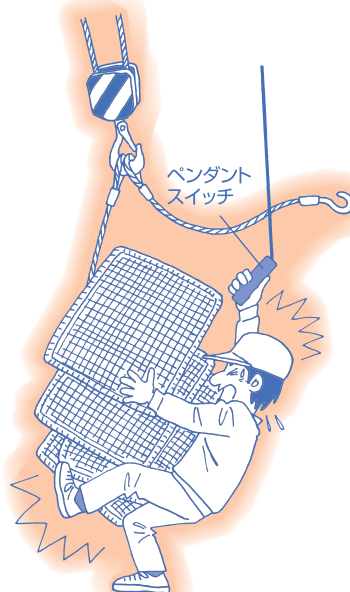
注1 都内の派遣先事業場から労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

注2 実態として派遣労働者と判断されたものを含む。



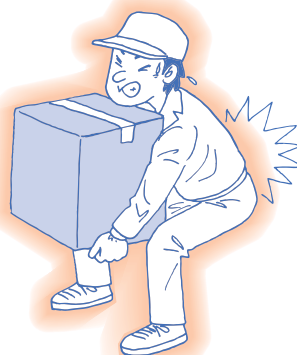
◎派遣労働者に関する労働災害事例◎

派遣先の工場にて、ソーセージの加工作業のため、稼動中のミキサーに材料を入れる際にはさまれた。
(製造業務・30歳代・経験2ヶ月)



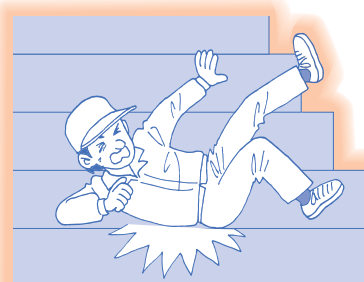
派遣先の工場で、部品をクレーンで吊り上げ移動したところ、その部品がバランスを崩して落下した。
(製造業務・20歳代・経験6ヶ月)

派遣先の倉庫で、貨物の仕分け作業中、フォークリフトをバックで運転しながら倉庫に入ろうとしたところ、後方の壁に激突した。
(倉庫業務・30歳代・経験3ヶ月)



派遣先の倉庫で、約15キロの製品をパレットに積み上げる作業中、腰を痛めた。
(倉庫業務・20歳代・経験0ヶ月)

派遣先の事務所で、5階に書類を取りに行き、階段で4階に降りる途中、足を滑らせて階段から落ち、腰と背骨を打った。
(事務職・30歳代・経験5ヶ月)



もし派遣労働者が派遣中に労働災害に被災してしまったら…

- 労働災害の発生原因を調査し、再発防止対策をたてましょう。
労働災害の原因はひとつではありません。物的原因、人的原因、会社の安全管理上の原因など複数の原因が絡み合っ発生します。原因を十分に分析し、再発防止対策をたてましょう。
また、未然に労働災害を防ぐため、職場における危険有害要因を洗い出し、リスクの見積りを行い、リスクの大小を評価して、リスクに応じた対策を実施していく「リスクアセスメント」の手法を取り入れましょう。
- 労働者死傷病報告の提出について
派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、派遣元・派遣先の事業者双方がそれぞれ労働者死傷病報告を作成し、所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。（労働安全衛生規則第97条）
労働者死傷病報告には、以下にあるとおり派遣先の事業場の名称などを記入する欄がありますので、記入漏れのないように留意してください。

労働者死傷病報告様式第23号（休業4日以上）

労働者死傷病報告

※派遣先事業者の方へ

①「提出事業者の区分」の欄の「派遣先」に○印を記入してください。
②労働者死傷病報告を提出した後、遅滞なく派遣元にその写しを送付してください。

派遣労働者が被災した場合は、派遣先の事業場の名称

提出事業者の区分
派遣先
派遣元

○〇工業(株)○〇工場、○〇運送(株)○〇支店など

※派遣元事業者の方へ

①「提出事業者の区分」の欄の「派遣元」に○印を記入してください。
②「派遣先の事業場の名称」の欄に、派遣先の事業場名（例：○〇工業(株)○〇工場、○〇運送(株)○〇支店など）を必ず記入してください。
③労働者死傷病報告を提出する際に、派遣先から写しが送付されているか確認させていただくために、派遣先から送付された写しの添付あるいは提示をお願いします。

なお、派遣先の事業者は、労働者死傷病報告を提出したとき、その写しを派遣元の事業者に送付しなければなりません。（労働者派遣法施行規則第42条）

- 派遣元では、被災した労働者等の労災保険給付の手続を行うために必要な助力を行いましょう。（労災保険法施行規則第23条）

◎安全衛生管理体制◎

派遣労働者の安全衛生を確保するため、労働安全衛生法に基づき、次の管理組織を整備することが必要です。

業種 (人) 労働者数※	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	製造業（物の加工業を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	その他の業種 (派遣業ほか)
1000~	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ (安衛法 10条) 指揮 安全管理者 (安衛法 11条) 衛生管理者 (安衛法 12条)	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 総括安全衛生管理者 ↓ 指揮 衛生管理者
300 ~999			
100 ~299			
50 ~99	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 安全管理者 衛生管理者	事業者 ↓ 選任 産業医 ↓ 衛生管理者
10 ~49	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者 (安衛法 12条の2)	事業者 ↓ 選任 安全衛生推進者	事業者 ↓ 選任 衛生推進者
1~9	事業者	事業者	事業者

※常時使用する、パート、アルバイト等及び派遣労働者を含みます。

◎労働者派遣事業と請負事業は異なります◎

労働者派遣事業と請負事業との違いは、請負事業では注文主と労働者との間に指揮命令関係を生じないという点にあります。

労働安全衛生法に基づく事業者の責任については、請負事業では原則として請負業者が負いますが、労働者派遣事業では原則として派遣元が負うだけでなく、派遣先も責任を負う事項があります。

注文主と労働者との間に指揮命令関係がある場合には、請負形式の契約により行われていても労働者派遣事業に該当し、労働者派遣法の適用を受けます。この場合、労働安全衛生法に基づく事業者責任のうち、派遣先が責任を負う事項は、注文主が負うこととなります。

請負を偽装して労働者派遣事業を行ういわゆる偽造請負では、注文主も労働安全衛生法違反を問われる場合があります。

◎派遣労働者の安全衛生対策◎

派遣労働者の労働災害を防止するための具体的措置は主として派遣先で講ずべきことが法律で定められているほか、健康管理や安全衛生教育など安全衛生の確保のための責任分担も定められています。

派遣元での対策

派遣先での対策

安全衛生管理体制

●総括安全衛生管理者

●安全管理者

●衛生管理者

●産業医

●安全委員会

●衛生委員会

〔10～49人の事業場〕

●安全衛生推進者

●衛生推進者

連絡調整

※派遣元・派遣先責任者を通じて連絡調整
(7ページを参照してください。)

*労働安全衛生法の改正により、総括安全衛生管理者の職務の追加・安全管理者の資格要件の見直し・安全衛生委員会の調査審議事項の追加がありましたので、留意してください。

(安全管理者については平成18年10月1日、それ以外は平成18年4月1日施行)

危険を防止するための措置（例）

■プレス機械作業

- プレスによるはさまれ災害を防止するための安全装置の設置
- 強烈な騒音を発する場所における防音保護具(耳栓)の支給



■フォークリフトを使用する荷の取扱作業

- フォークリフトを運転するために必要な資格の確認
- フォークリフトによる労働災害を防止するための安全な荷の取扱作業の徹底



【×危険な作業例】

- ×パレットの上に乗って作業する
- ×フォークリフトや荷に接触するおそれのある場所に作業者を立ち入らせる
- ×エンジンをかけたまま運転位置から離れる等

健康管理

- 定期一般健康診断の実施
- 健康診断の結果、所見が認められた者に対する就業場所の変更、労働時間の短縮その他適切な措置の実施

安全衛生教育

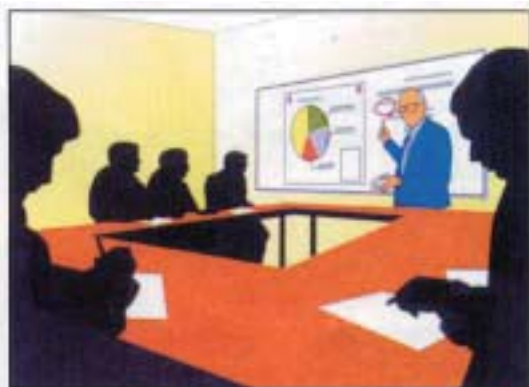
雇入れ時安全衛生教育

安全と衛生の基本事項について、
雇入れ時（派遣前）に実施

■プレス機械作業、フォークリフトを 使用する荷の取扱作業

《実施内容の例》

- 安全衛生のルール
- 作業に対する心得
- 作業服装・保護具
- 整理・整頓・清潔の保持
- 健康の保持
- 関係法令等



必要な協力・配慮

作業内容変更時安全衛生教育

作業ごとに必要な事項について、
作業内容変更時（派遣後）に実施

■プレス機械作業

《実施内容の例》

- プレス機械の構造と機能
- プレス機械の安全な取扱い
- プレス機械の安全装置の取扱い
- 防音保護具の取扱い
- 作業手順、作業開始時点検
- 異常発生時の措置等

■フォークリフトを使用する荷の取扱作業

《実施内容の例》

- フォークリフトの構造と機能
- フォークリフト運転に必要な資格
- フォークリフトを使用した安全な荷の取扱作業方法
- 作業手順、作業開始前点検等

派遣元事業主が実施する雇入れ時安全衛生教育

派遣先は、派遣元事業主から雇入れ時の安全衛生教育の委託の申し入れがある場合には可能な限りこれに応じるよう努める等、必要な協力や配慮を行わなければなりません。

（派遣先が講ずべき措置に関する指針第2の17）

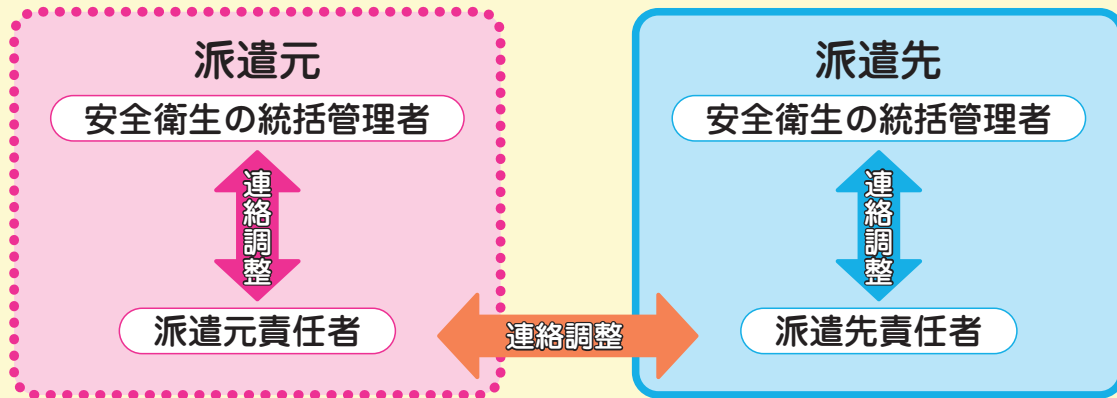


派遣先からの協力の例

- 教育カリキュラムの作成支援
- 講師の紹介、派遣
- 教育用テキストの提供
- 教育用の施設、機材の貸与
など

◎派遣元・派遣先責任者の「派遣労働者の安全衛生確保」に関する業務◎

- ①派遣元責任者……派遣元において安全衛生を統括管理する者及び派遣先との連絡調整（労働者派遣法第36条第5号）
- ②派遣先責任者……派遣先において安全衛生を統括管理する者及び派遣元との連絡調整（労働者派遣法第41条第4号）



派遣元責任者と派遣先責任者が行う「連絡調整」とは、具体的には、派遣労働者の安全衛生が的確に確保されるよう、例えば次の内容に関する連絡調整を行うことをいいます。

- 健康診断（一般定期健康診断等）の実施に関する事項
 - ・・・時期、内容、実施責任者等
- 安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時、特別教育、職長教育等）の実施に関する事項
 - ・・・時期、内容、実施責任者等
- 労働者派遣契約で定めた安全衛生に関する事項の実施状況の確認
- 事故等が発生した場合の内容・対応状況の確認

◎労働者派遣契約の安全衛生に関する事項◎

労働者派遣契約には、派遣労働者の安全衛生を確保するために必要な事項に関し就業条件を記載する必要があります。

（労働者派遣法第26条第1項）

製造業における安全衛生に関する事項とその例

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (I) 危険又は健康障害を防止するための措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ●危険有害業務の内容 ●使用する機械、器具その他の設備又は原材料の種類 ●危険又は健康障害を防止するための措置の内容 (II) 健康診断の実施等健康管理に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ●一般定期健康診断の実施に関する事項 ●特殊健康診断の実施に関する事項 (III) 換気、採光、照明等作業環境管理に関する事項 (IV) 安全衛生教育に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ●派遣元で実施する安全衛生教育の内容等 ●派遣先で実施する安全衛生教育の内容等 | <ul style="list-style-type: none"> (V) 免許の取得、技能講習の修了の有無等就業制限に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ●就業制限業務を行うための免許、技能講習の種類等 (VI) 安全衛生管理体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ●派遣労働者の安全衛生についての管理体制 ●安全衛生管理に必要な事項の派遣労働者への周知に関する事項 (VII) その他の事項 <ul style="list-style-type: none"> ●労働者死傷病報告の提出に関する事項 ●その他派遣労働者の安全、衛生を確保するために必要な事項 |
|---|---|

◎労働安全衛生法等の適用◎

派遣元が責任を負う事項

職場における安全衛生を確保する事業者の責務
事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務
労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等
総括安全衛生管理者の選任等

衛生管理者の選任等
安全衛生推進者の選任等
産業医の選任等

衛生委員会
安全管理者等に対する教育等

安全衛生教育（雇入れ時、作業内容変更時）

危険有害業務従事者に対する教育

中高年齢等についての配慮
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助

健康診断
（一般健康診断等、当該健康診断結果についての意見聴取）

健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）
健康診断の結果通知
医師等による保健指導
医師による面接指導

健康教育等
体育活動等についての便宜供与等

申告を理由とする不利益取扱禁止

報告等
法令の周知
書類の保存等
事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助
疫学的調査等

派遣先が責任を負う事項

職場における安全衛生を確保する事業者の責務
事業者等の実施する労働災害の防止に関する措置に協力する労働者の責務
労働災害防止計画の実施に係る厚生労働大臣の勧告等
総括安全衛生管理者の選任等

安全管理者の選任等
衛生管理者の選任等
安全衛生推進者の選任等
産業医の選任等
作業主任者の選任等
統括安全衛生責任者の選任等
元方安全衛生管理者の選任等
安全委員会の設置等
衛生委員会の設置等
安全管理者等に対する教育等

労働者の危険又は健康障害を防止するための措置
事業者の講ずべき措置
労働者の遵守すべき事項
危険・有害性の調査
元方事業者の講ずべき措置
特定元方事業者の講ずべき措置

定期自主検査
化学物質の有害性の調査
安全衛生教育（作業内容変更時、危険有害業務就業時）
職長教育
危険有害業務従事者に対する教育
就業制限

中高年齢等についての配慮
事業者が行う安全衛生教育に対する国の援助
作業環境を維持管理するよう努める義務
作業環境測定
作業環境測定の結果の評価等
作業の管理
作業時間の制限
健康診断
（有害な業務に係る健康診断等、
当該健康診断結果についての意見聴取）
健康診断（健康診断実施後の作業転換等の措置）

病者の就業禁止
健康教育等
健康活動等についての便宜供与等
安全衛生改善計画等
機械等の設置、移転に係る計画の届出、審査等
申告を理由とする不利益取扱禁止
使用停止命令等
報告書
法令の周知
書類の保存等
事業者が行う安全衛生施設の整備等に対する国の援助
疫学的調査等

このパンフレットに関するご質問は東京労働局・安全課または、労働基準監督署へお問い合わせください。